

3 路外駐車場等

その1の表第6項に定める構造の車いす使用者用駐車施設を1以上設けること。

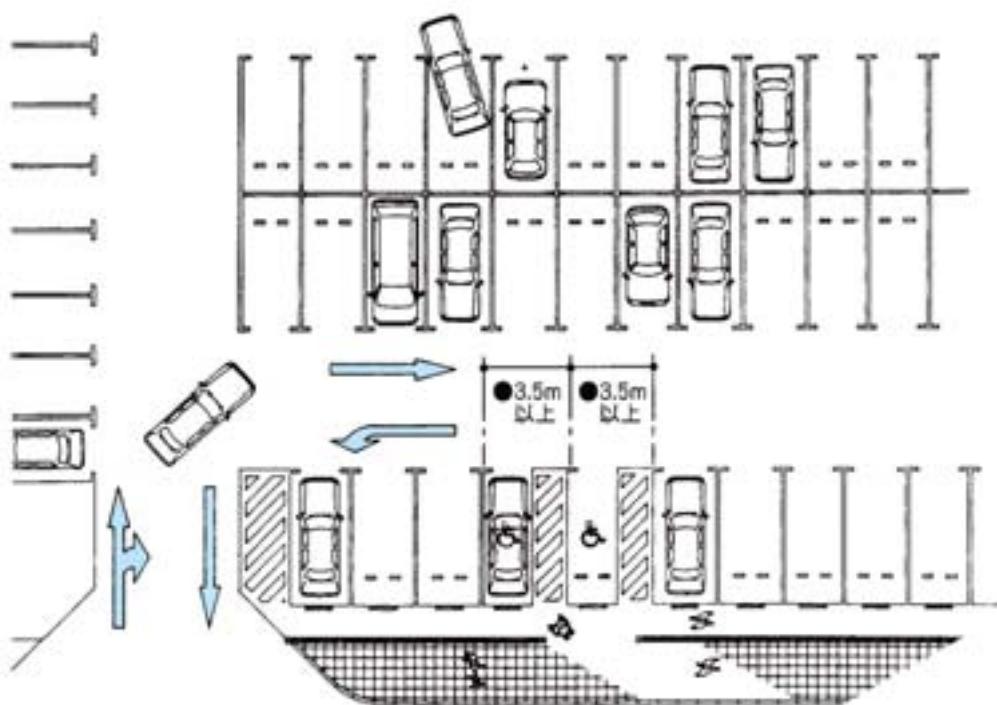
整備基準の解説

- ・車いす使用者が乗車する自動車を駐車する場所を確保するため、路外駐車場においても、前述した駐車場に準じた車いす使用者用駐車施設（幅350cm以上、車いす使用者用駐車施設である旨の表示）を1以上設けることとしました。

推奨事項

- ・車いす使用者の利用に配慮した位置に設けてください。

図1



車いす使用者用駐車施設の設置例

参考資料

V

1 配慮が必要な利用者への対応概要

施設等を利用する人の特性は多種多様であり、すべての人へのハード面での対応を満足することは困難な場合もありますが、あらかじめ特に配慮が必要な利用者の特性等を把握しておくことで、ユニバーサルデザインの理念に基づくひとにやさしいまちづくりを進めることができます。

| 利用者 | 対応概要 | | | | | | | | |
|--------------------------|--|----|------|------|-------|------|-------|------|-------|
| 高齢者 | <ul style="list-style-type: none">・ 大多数の高齢者は元気に社会活動を行っていますが、加齢に伴う身体機能の低下などが全般的に現れることは避けられず、心身のギャップから思わぬケガをする危険があります。・ 移動や機器類の操作の困難、視認性の低下等への対応が必要です。・ 今後の高齢化の傾向を考えると、まちづくりに関して様々な場所で高齢者の利用を想定することは必須条件になると言えるでしょう。 <table border="1"><tr><td>西暦</td><td>高齢化率</td></tr><tr><td>2005</td><td>19.9%</td></tr><tr><td>2025</td><td>28.7%</td></tr><tr><td>2050</td><td>35.7%</td></tr></table> <p>出典：一般人口統計－人口統計資料集(2006年版)－ 将来推計人口の年齢構造に関する指標 (国立社会保障・人口問題研究所) ※高齢化率…人口に占める65歳以上の割合</p> | 西暦 | 高齢化率 | 2005 | 19.9% | 2025 | 28.7% | 2050 | 35.7% |
| 西暦 | 高齢化率 | | | | | | | | |
| 2005 | 19.9% | | | | | | | | |
| 2025 | 28.7% | | | | | | | | |
| 2050 | 35.7% | | | | | | | | |
| 肢体不自由者（車いす・杖使用者、上下肢障害者等） | <ul style="list-style-type: none">・ わずかな高低差がバリアとなる可能性があることに注意する必要があります。・ 義足使用者や片側まひの方の場合、スロープより手すり併設の階段の方が利用しやすい場合もあります。肢体不自由＝スロープと考えず、利用者のニーズを柔軟に取り入れましょう。・ 機器類の操作性や位置にも配慮する必要があります。・ 車いすの利用を考慮すると、通路の凹凸や溝など、通行の妨げになるものに注意する必要があります。 | | | | | | | | |
| 視覚障害者（弱視、全盲） | <ul style="list-style-type: none">・ 視覚障害者といっても全盲の方はごく一部で、障害の内容は弱視や見える範囲が狭い視野狭窄など様々です。・ また、先天性の障害者と後天的に失明した中途障害者がいますが、近年では糖尿病性網膜症により高齢になって失明する人が増加しています。視覚障害＝全盲、といった固定観念を持たず、多くの弱視等の方も念頭に置いた対応を考えましょう。・ 情報提供に関して、音声誘導装置など聴覚で理解できるものや触知図のように触覚で理解できるものが必要です。・ 点字ブロックや操作機器等の配置や形状を統一、標準化する必要があります。・ 視覚障害＝点字というイメージもありますが、厚生労働省の身体障害児・者実態調査（平成13年6月1日）によると、視覚障害者で点字を読める方は約1割となっています。点字表示をしたからよしとするのではなく、音声案内や職員の応対による部分の方が大きいことを認識しましょう。 | | | | | | | | |

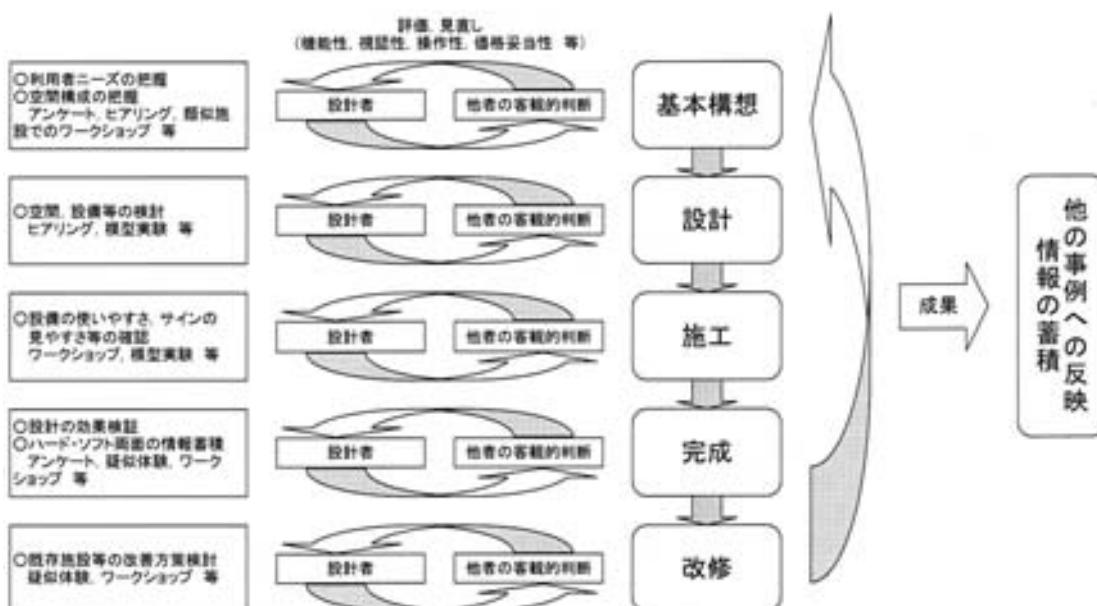
| 利用者 | 対応概要 |
|-----------------------------|---|
| 聴覚障害者（難聴者、ろう者） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 視覚障害と同様、聴覚障害＝全く聞こえない、というイメージがありますが、軽度の難聴者まで含めると全国で数百万人ともいわれ、障害の内容も低音が聞こえにくい、聞こえるが正確な音として聞き取れない、など様々です。 ・ 事故・災害など非常時の放送が聞き取れず、危険な場合がありますので、電光掲示板など文字による情報提供が必要です。 ・ 聴覚障害＝手話というイメージもありますが、視覚障害者で点字ができる人が少ないので同様、聴覚障害者で手話をコミュニケーション手段としている人は、厚生労働省の身体障害児・者実態調査（平成13年6月1日）によると約15%にすぎず、相手の口の形を読み取って会話する口話、筆談など、コミュニケーションの方法は様々です。 ・ 施設に手話通訳者を配置することもコミュニケーション上有効ですが、そのような技術のある職員がない場合、正確に内容のやりとりをするには筆談が適しています。施設に簡易筆談器を備えおくとよいでしょう。 |
| 内部障害者（腎臓、心臓、呼吸器障害、人工肛門等保有者） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 腎臓、心臓、呼吸器などに障害のある方は、特に長距離の移動や階段の昇降等に配慮が必要です。 ・ オストメイト（人工肛門等保有者）の方々は、腹部に設けられた「ストーマ」という補装具に排泄物を溜めるので、トイレに補装具の処理ができる設備が必要になります。 ・ 内部障害の方の場合、一見して障害があるとは分からず、障害者用トイレに入る際や、障害者用駐車場に駐車する場合の視線が気になるという方もあります。対応設備を設けるのはもちろんですが、理解を呼びかける掲示を行うなどの配慮をしましょう。 |
| 知的障害者 | 理解力や危険に対する判断力が弱い面がありますので、認識や理解を助けるため、動線や配置の分かりやすさが求められるとともに、職員がゆっくり、きちんと、分かりやすく、時間をかけて説明するなどソフト面の配慮も必要です。 |
| 精神障害者 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 長期入院などにより、十分な社会経験が持てなかったり、コミュニケーションが苦手だったりするため、状況の目まぐるしい変化に対応することが困難です。 ・ 認識や理解を助けるため、動線や配置の分かりやすさが求められるとともに、説明する場合には、抽象的な表現は避け、簡潔で分かりやすい表現を用いるなどの配慮が必要です。 |
| 児童、乳幼児 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 判断力、理解力が未熟なため予想外の行動をすることがあり、安全性の確保が重要となります。 ・ 低い視点からの視認性、操作性に配慮する必要があります。 ・ 乳幼児の場合は、おむつ替えの場所など保護者に配慮した設備の設置も必要となります。 ・ ベビーカーの利用も考慮すると、車いすの場合同様、通路の凹凸や溝などに注意する必要があります。 |

| 利用者 | 対応概要 |
|-----|--|
| 妊婦 | <ul style="list-style-type: none"> ・状態の不安定な4ヶ月頃までは妊娠しているかどうかは見た目で分かりづらい面がありますが、転倒はおなかの赤ちゃんの生命にもかかわります。特に長距離の移動や階段の昇降等に配慮が必要です。 ・前屈、しゃがむ等の動作が困難であることへの配慮も必要です。 ・たばこの臭いを苦痛に感じるケースが多いため、受付等は禁煙にするなどの配慮が必要です。 ・重い荷物を運ぶためのカート貸し出しも役に立ちます。 |
| 外国人 | <ul style="list-style-type: none"> ・施設等の主要なポイントにおける外国語表記など、情報伝達上の配慮が必要です。 ・複数の外国語表記はスペースの都合等から困難な場合もあるため、誰でも分かりやすいサインを取り入れましょう。 |
| 健常者 | <ul style="list-style-type: none"> ・健常者であっても、身体的特徴等の個性や寸法は様々であり、病気やケガによる一時的な身体・認知能力の低下を経験することもあります。 ・高齢者、障害者など幅広い方への配慮をすることで、健常者にも利用しやすいまちづくりが可能となります。 |

2 多様な関係者の参画による施設等の整備手法

(1) 概説

- ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた施設等の整備を行うためには、多様な関係者がその整備過程に参画し、情報を共有して評価・改善する、スパイラルアップ（※）の取り組みが必要です。
 - 利用者参加の手法や時期などは建築物等の利用方法によって検討する必要がありますが、基本構想から設計までの早い段階でヒアリング等を行うことが望ましいです。
- ※スパイラルアップ…事前の検討段階から事後の評価の段階に至るまで利用者や住民が積極的に参加すること、この参加プロセスを経て得られた知見を共有化し、他のプロジェクトに活かすことによって行われる、段階的かつ継続的な発展。
- 設計者の計画内容について、基本構想、設計等の各段階で他者がユニバーサルデザインの観点から適切であるか評価したり、より安価で現状と同等かそれ以上の機能とする方法がないか見直したりすることで、ユニバーサルデザインの理念に基づいた施設づくりが可能となります。
 - 法令を遵守することはもちろんですが、最初から標準仕様的に手すりを設けたり、点字ブロックを設置するのではなく、まず全く設備のない状態を考え、その上で必要なものを検討していくことも重要です。



※客観的判断を行う他者の例

公共施設…内部・外部有識者委員会等の組織、パブリックコメント制度等
民間施設…顧客モニター制度等

(2) 段階別の取り組み

ア 基本構想

- ・建築物の利用者によって求められる機能や性能は異なります。
- ・このため、利用者からのヒアリング等のスケジュール、反映の方法など、ユニバーサルデザインの視点からの構想を明確にする必要があります。
- ・ユニバーサルデザインの視点で、可能な限り特別な設備を用いず、当事者の声を反映した設計をすることで、初期投資を抑え、改修や維持管理に要する費用も軽減することが可能になります。

イ 設計

- ・基本設計では、基本構想に従い、具体的な平面計画をまとめています。
- ・利用者の行動を考えながら、ゾーニング、動線、サイン等を計画します。
- ・利用者の意見を聴き、それを反映させながら、移動空間、生活空間での段差解消、安全への配慮、設備の使いやすさ、情報伝達装置の適切さなどを確認し、実施設計を進めています。

ウ 施工

空間を正確にイメージするため、ある程度工事で形になってきた段階で実施に建物に入り、細部のデザイン、設備の利用しやすさ、サインの位置や見やすさ、壁や床の仕上げなどについて、利用者の意見を聞くワークショップ（※）を行うことが有効です。

※ワークショップ…特定の課題に対応するために、課題に関心を持つ人が集まり、協働作業や話し合い等の諸活動を行うこと。

エ 完成

- ・綿密に検証してきた施設でも、実際に利用してみると新たな課題や改善点に気が付くことがあります。
- ・この段階でワークショップやアンケートなどを行って検証すると、利用者からのより具体的な提案が期待できるため、将来の改修等を計画する上で貴重なデータとなります。
- ・また、このこうした情報を多くの人が共有することで、次に建築物等を計画する人が、効率的に新たな企画をすることができます。

オ 改修

- ・改修では、既存の構造的な制約がありますが、実際の運用に即した利用者の意見を十分に活かすことができるなどのメリットがあります。
- ・構造や規模等の制約が多く、高齢者や障害者等の利用に対応していない店舗などの場合でも、出入口等の移動経路やトイレ等を中心に工夫していくと、高齢者や障害者等が利用できるようになります。
- ・教育研究機関、N P O、高齢者・障害者団体、子育てサークル等に協力を求めるほか、施設の管理者や従業員等が疑似体験により自らの施設の問題点を考えることも重要です。
- ・新たに設備等を設ける場合、形状等をさりげなくデザインする配慮をして、既存の施設になじませる工夫が必要です。

(3) ニーズの具体的把握方法

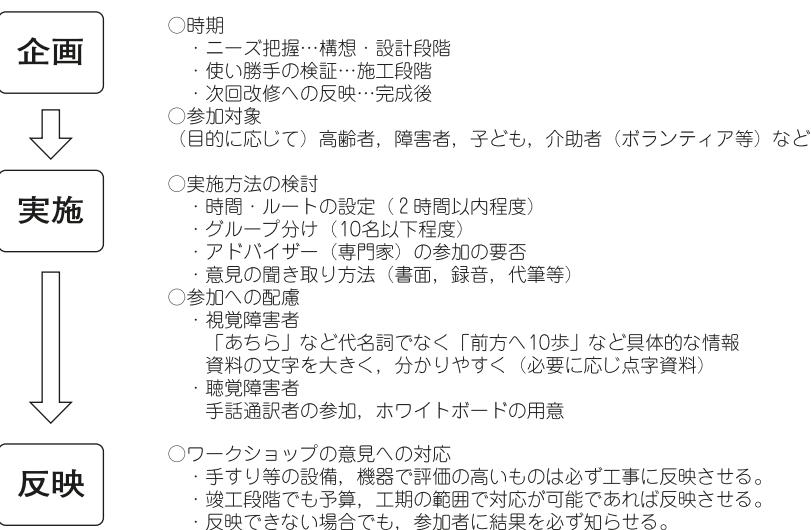
ア アンケート、ヒアリング

- ・利用者へのアンケートやヒアリングでは、聴きたい内容を絞り、分かりやすい文字や表現を使うなど工夫して、できるだけ簡単に回答できるようにしましょう。
- ・少人数のグループで面接形式のヒアリングを行うとより具体的で多くの意見が得られます。

イ ワークショップ

- ・企画段階で利用者ニーズを把握する、施工段階で計画の細部を確認するなど、目的によって時期や参加者を検討します。
- ・施設を見て回る場合は10名程度のグループとし、参加者全員が問題意識を共有しながら討論できるようにします。一回で施設全体を見て回れないときは、回数を増やしたり、グループごとに担当を決めたりして負担を減らす工夫も必要です。
- ・また、ワークショップでの意見に対しては、「できること」「できないこと」を明確に伝えることが必要です。

【ワークショップの進め方】



障害者等の利用者
から直接意見聴取
(石岡市)



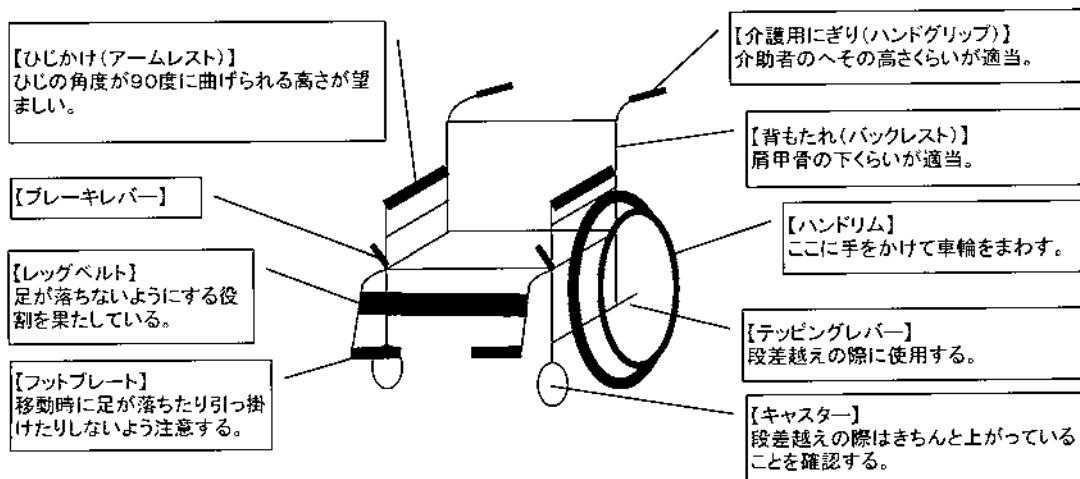
従業員が障害者
の感覚を体験
(大子町)



やさしさのまち「桜の郷」
の歩道実験
(県庁多目的広場)

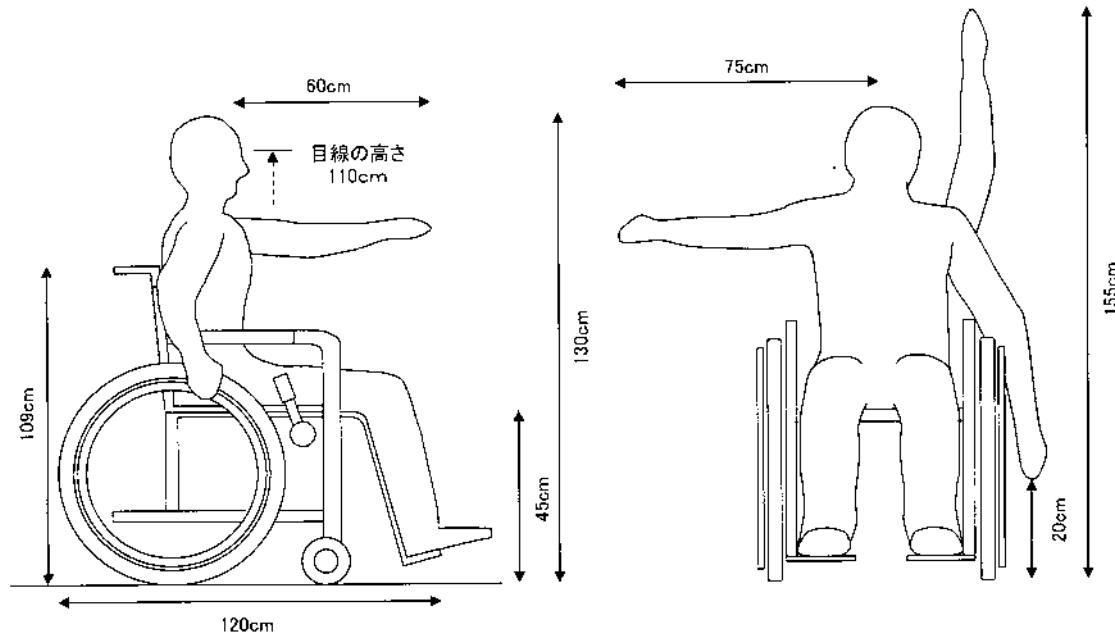
3 基本寸法等

(1) 車いす機能解説

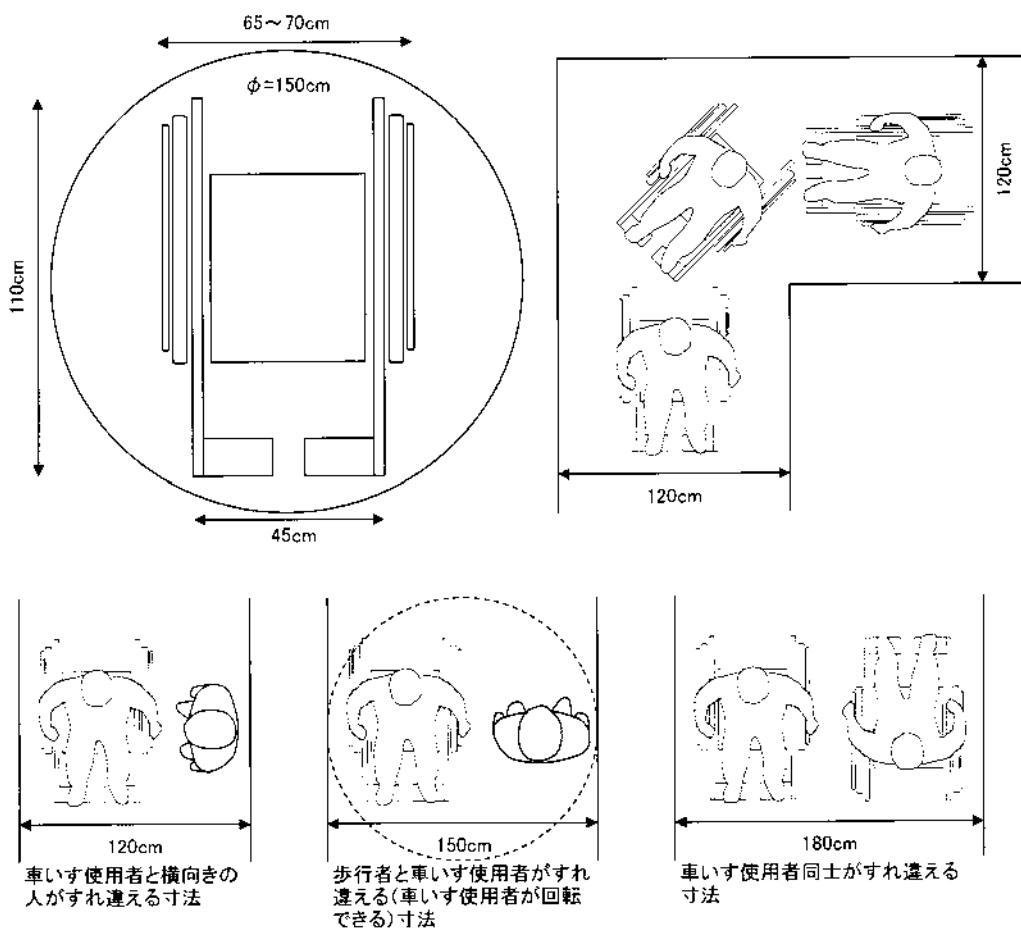


※ ここでは自走式のものを紹介していますが、このほかにも介助用、電動式など多様な種類があります。

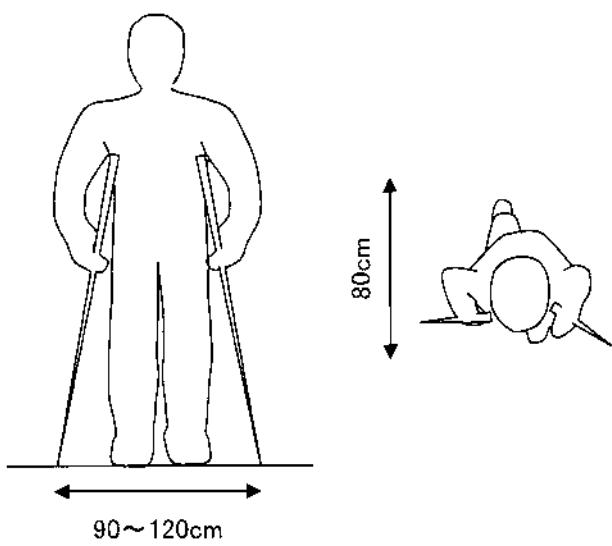
(2) 車いす使用者の人間工学的寸法



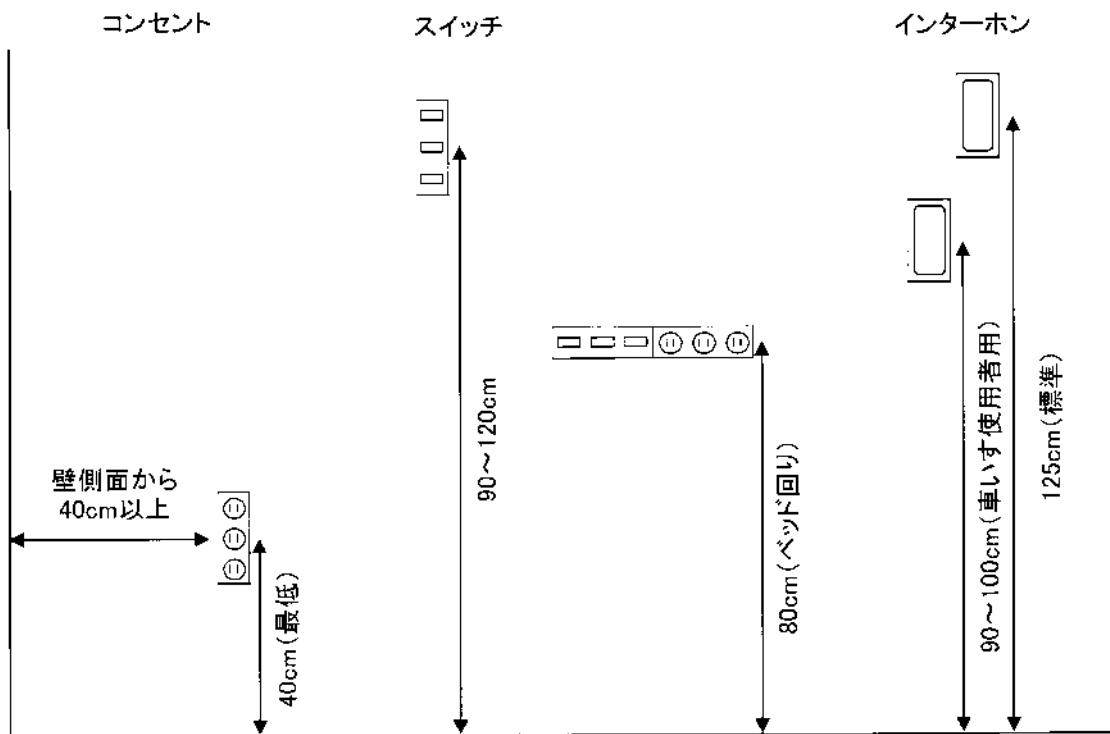
(3) 車いすの最少動作空間



(4) 杖使用者の人間工学的寸法



(5) コンセント・スイッチ類の基本寸法



- ・コンセントは中心の高さが床上40cm以上で、抜き差しの容易な高さとします。（冷蔵庫、テレビなど日常頻繁に抜き差ししないものは除く）
- ・スイッチは中心の高さが床上90cm～120cmとします。
- ・インターホンは受話器及び操作部の中心の高さが床上125cm程度（車いす使用者用の場合は90cm～100cm程度）となるように設置します。
- ・側面に壁がある場合、車いすでの寄りつきを考慮し、空きを40cm以上確保します。
- ・スイッチ、ポタンなどは大型で操作が容易なものとします。
- ・同一用途のスイッチ類は建築物内で統一したデザインとします。
- ・必要に応じ点字表示を行います。

4 安全への配慮（手すり、床の滑り）

(1) 手すりの共通配慮事項

- ・取り付け高さは75～85cm程度とし、同一建築物内では統一してください。
- ・子どもの利用を考慮すると60～65cm程度の手すりの併設が必要です。この場合、一般用のものより利用者側にずらして取り付けてください。
- ・片側まひの方などの利用のため、できる限り両側に設置するようにしてください。
- ・折り返し階段の中央側に設ける場合は、各階を通して連続するようにしてください。
- ・端部は球状とし、下又は壁面に曲げてください。
- ・階段やスロープの端部は、30cm以上延長してください。
- ・移動の際引っかかるよう下側から支持してください。
- ・太さは35～40mm程度とし、壁面から40mm～60mm程度離してください。
- ・上部が平坦なものは、階段やスロープに用いないでください。
- ・端部、曲がり角、階段の始終点等の要所には、現在位置、誘導内容等を点字で表示してください。

(2) 床の滑り

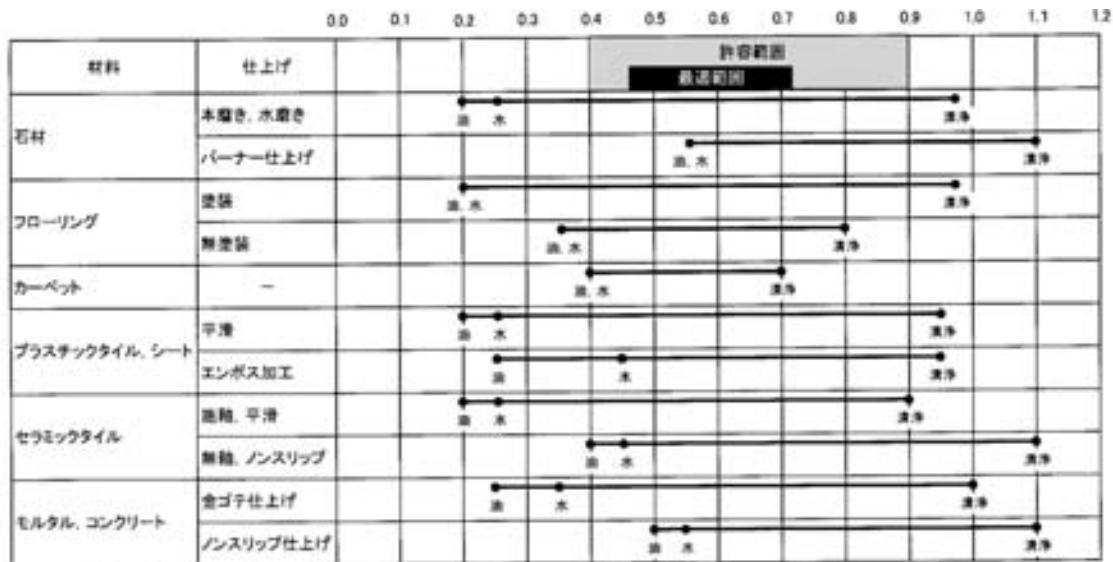
ア 概要

| 検討項目 | 内 容 | | | | | | | | | | |
|--------------------|--|------|--------|----------------|---------|--------------------|----------|----|----------|-----|---------|
| 評価指標 | 床材の滑りにくさの指標として、JIS A5705（ビニル系床材）付属書に定める「床材の滑り試験方法（斜め引張型）」によって測定される、滑り抵抗係数（C.S.R.:Coefficient of Slip Resistance）があります。 | | | | | | | | | | |
| 使用条件 | C.S.R.を規定する際には、床の使用条件を勘案して、当該部位において可能性のある表面状態（①完全清掃 ②ほこり付着 ③水分付着 ④油付着）を検討します。 | | | | | | | | | | |
| 材料・仕上げ | <ul style="list-style-type: none">床の材料・仕上げは当該部位の使用条件を勘案したうえで、原則としてC.S.R.が以下の値の範囲となるようにします。<table border="1"><thead><tr><th>利用状況</th><th>C.S.R.</th></tr></thead><tbody><tr><td>下足（靴、運動靴、サンダル）</td><td>0.4～0.9</td></tr><tr><td>上足（靴下、足袋、フェルトスリッパ）</td><td>0.35～0.9</td></tr><tr><td>素足</td><td>0.45～0.9</td></tr><tr><td>傾斜路</td><td>0.5～0.9</td></tr></tbody></table>ただし、体育館の床など激しい運動を行う場所ではあまり滑らない床も危険なので注意が必要です。 | 利用状況 | C.S.R. | 下足（靴、運動靴、サンダル） | 0.4～0.9 | 上足（靴下、足袋、フェルトスリッパ） | 0.35～0.9 | 素足 | 0.45～0.9 | 傾斜路 | 0.5～0.9 |
| 利用状況 | C.S.R. | | | | | | | | | | |
| 下足（靴、運動靴、サンダル） | 0.4～0.9 | | | | | | | | | | |
| 上足（靴下、足袋、フェルトスリッパ） | 0.35～0.9 | | | | | | | | | | |
| 素足 | 0.45～0.9 | | | | | | | | | | |
| 傾斜路 | 0.5～0.9 | | | | | | | | | | |
| 滑りの差 | <ul style="list-style-type: none">同一の床において滑り抵抗が変化すると、滑ったり、つまづいたりする危険が大きいため、滑り抵抗に大きな差（C.S.R.で0.2以上）がある材料の複合使用は避けるようしましょう。 | | | | | | | | | | |

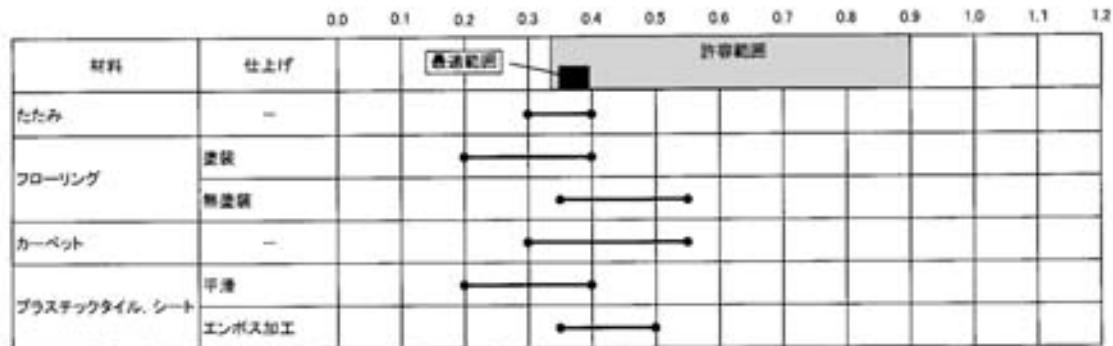
※上記の配慮をした場合でも、状況の変化により安全性が保障されない場合もあります。施設等の運用に当たっては、実際の状況に十分注意するようにしましょう。

イ 床材と滑りやすさ

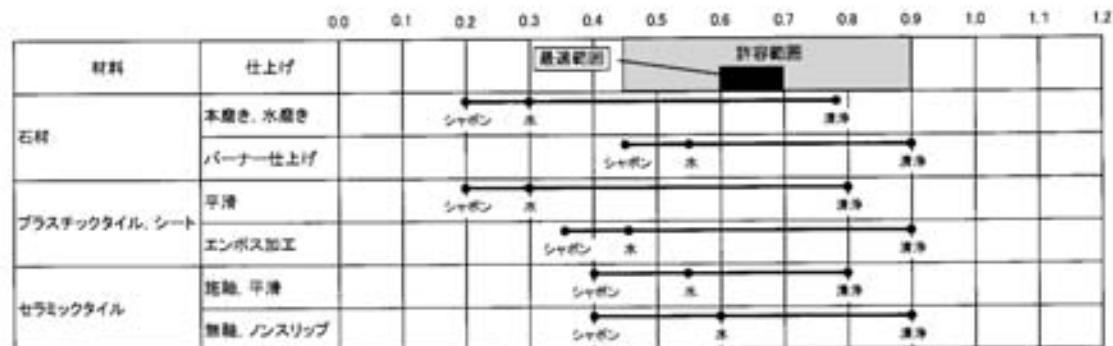
○下足床で歩行する場合（事務所、工場、店舗、ホテルなど）



○上足床で歩行する場合（住宅、和室、舞台など）



○素足で不自然な動作をする場合（風呂場、プールサイドなど）



5 サイン

(1) 標準化された主なサイン

| マーク | 概要 |
|----------------------------------|---|
| ①日本工業規格「案内用図記号」(JIS Z 8210:2002) | <ul style="list-style-type: none"> 安全・禁止・注意及び指示図記号に用いる基本形状、色及び使い方のほか、公共・一般施設を案内する図記号についても定めています。 バリアフリー新法では、エレベーター、便所、駐車施設等の付近に①に定める内容の標識を設けることとされています。 ①に定められていないものについては、②によることが望ましいです。 |
| ②標準案内図用図記号ガイドライン | <ul style="list-style-type: none"> 国土交通省の関係公益法人である交通エコロジー・モビリティ財団が設置した一般案内用図記号検討委員会において、2001年3月に策定されたものです。 125種類の図記号が、交通エコロジー・モビリティ財団のホームページ(http://www.ecomo.or.jp)で閲覧できます。 |
| ③国際シンボルマーク | <ul style="list-style-type: none"> 1969年に国際リハビリテーション協会が定めた、身体障害者が使用可能な施設・設備であることを示すマークです。 ②に採用されています。 |
| ④オストメイトマーク | <ul style="list-style-type: none"> オストメイト（人工肛門等保有者）に配慮した設備が設けられているトイレに表示します。 ②には採用されていませんが、設置されている場合はこのマークを表示することが一般的になっています。 |

(2) 標準案内図用図記号ガイドライン抜粋



(3) 色弱者への対応

ア 特性

- ・先天性、あるいは後天性の原因により色の見え方が一般とは異なる方がいます。
- ・先天性の色弱者だけでも日本人男性の5%程度いるといわれているほか、加齢に伴う白内障、糖尿病性網膜症など後天的な原因から、視力低下だけでなく色の見え方の点でも日常生活に支障をきたす方が増加しています。
- ・一方、印刷技術のほか、LED（発光ダイオード）やコンピュータ等の科学技術の発達により、色を使って情報を伝えるケースが増えており、現代の情報媒体において色の果たす役割はますます重要になっていますが、色弱者の色覚を考慮せずに作成されたものがほとんどであるのが実情です。
- ・身体障害等に比べると、外見では全く分からないこともあります、意識されにくく、対応が進んでいない分野です。

イ 具体的対応方法

- ・より多くの方へ、確実に分かりやすい情報を提供するためには、多様な色覚に配慮した「カラーユニバーサルデザイン」を取り入れる必要があります。
- ・色を情報伝達手段として使用する場合は、内容がきちんと伝わるか、様々なタイプの色弱者に実際にチェックしてもらうのが最善です。
- ・一般的な色覚の方でも瞬時に判別できる色数は限られているため、特に避難経路など重要な情報については、線種や字体を変えるなど、色以外でも理解できるよう配慮します。
- ・具体的な配慮のポイントについては、「カラーユニバーサルデザインチェックリスト」に記載したので参考してください。

カラーユニバーサルデザインチェックリスト

【デザイン等の注意点】

- カラーの表示を白黒にしても内容が理解できるか確認する。同色系で見づらい場合、実線と点線で表現するなど工夫する。
- 文字と背景には明度差をつける。文字にふちどりをする。
- ある程度色の面積を確保する。（細い線には色をつけない）
- 色だけでなく、書体、太字、囲み線などの変化も利用する。
- 色名による情報伝達が考えられる場合は色名を文字表記する。
- パステル調の色同士など、色弱者が混同する恐れのある組み合わせを避ける。

【主な色の注意点】

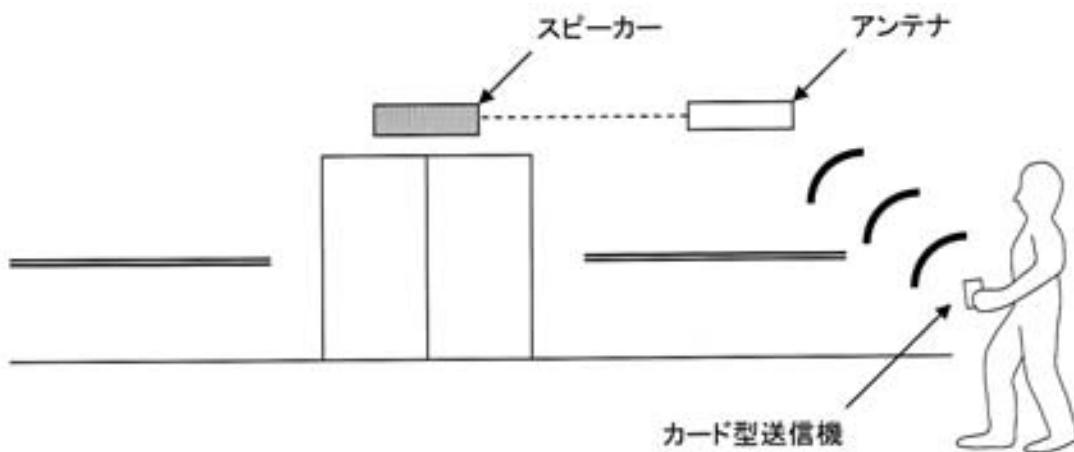
| 色 | ポイント |
|-----|---|
| 赤 | 一般に注意を促すために用いられる赤は、色弱者にとっては黒、茶色、緑などと混同する色になるため、一般的な色覚の方から見て「赤」といえる程度の明るい赤（朱赤）を使う。 |
| 黄 | 白内障の方は白と区別がつかない場合があるので併用しない。また、黄緑と併用しない。 |
| 濃い青 | 一般的な色覚の方でも、色の面積によっては黒と区別がつかない場合があるので併用しない。 |
| 緑 | なるべく赤や茶色と併用しない。もし併用する場合には、青みの強い緑にして赤との混同を防ぐ。 |

6 情報伝達機器

(1) 音声誘導装置

ア 電波方式

- ・視覚障害者の持つ送信機、施設側のアンテナ、主装置、スピーカーから構成されています。
- ・視覚障害者が送信機のボタンを押す（電波の範囲内に入ると自動的に反応するものもある）ことにより電波が送信され、主装置を介してスピーカーから音声案内が流れます。

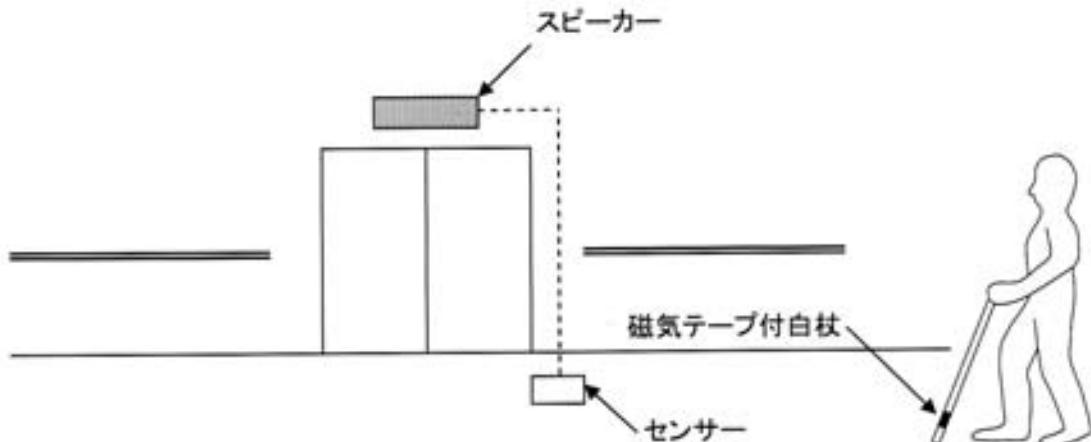


イ 赤外線方式

- ・視覚障害者の持つ受信機、施設側の電子ラベルから構成されています。
- ・視覚障害者が受信機のボタンを押すことにより電子ラベルから赤外線で送信される情報を受信し、受信機のスピーカーやイヤホンから音声案内が流れます。

ウ 磁気方式

- ・白杖の先端部に貼り付けた磁気テープと、施設側の通路に埋め込まれた磁気センサー、主装置、スピーカーから構成されています。
- ・白杖が磁気センサーの上を通過すると磁気センサーが反応し、主装置を介してスピーカーから音声案内が流れます。



(2) 聴覚補助機器

ア 補聴援助システム

| 項目 | 磁気誘導ループ | 赤外線補聴システム |
|------|--|--------------------------------------|
| イメージ | | |
| 概要 | 床面に磁気ループを這わせて磁場を発生させ、そのエリアに座っている人の補聴器の音を拡大する | 発信機を設置して音声を赤外線で送り、専用の受信機（ヘッドホン）で受信する |
| 対象 | テレホン回路付き補聴器を使用している難聴者 | 音声の聞き取りにくい人 |
| 長所 | 屋外使用可 | 補聴器がなくても利用可 |
| 短所 | 利用は補聴器使用者に限られ、磁気ループで囲まれたエリア内のみ有効 | 必要とする人数分の受信機が必要 |

※ 磁気誘導ループについては、ペースメーカー等の機器に影響を与える可能性がありますので、利用の際には注意を呼びかけましょう。

イ 三画面映像合成装置

- ・パソコンとダウンコンバータを連動することで、キーボード等により入力したリアルタイムの字幕のほか、話者と手話通訳者、あるいはパワーポイントの資料等の2画面を合成した画像を簡単に表示することができます。
- ・式典、講演会、授業等への貸し出しも行っています。
(貸し出しに関する問い合わせ先)

国立大学法人筑波技術大学障害者高等教育研究支援センター

障害者支援研究部 教授 小林 正幸

TEL 029-858-9409

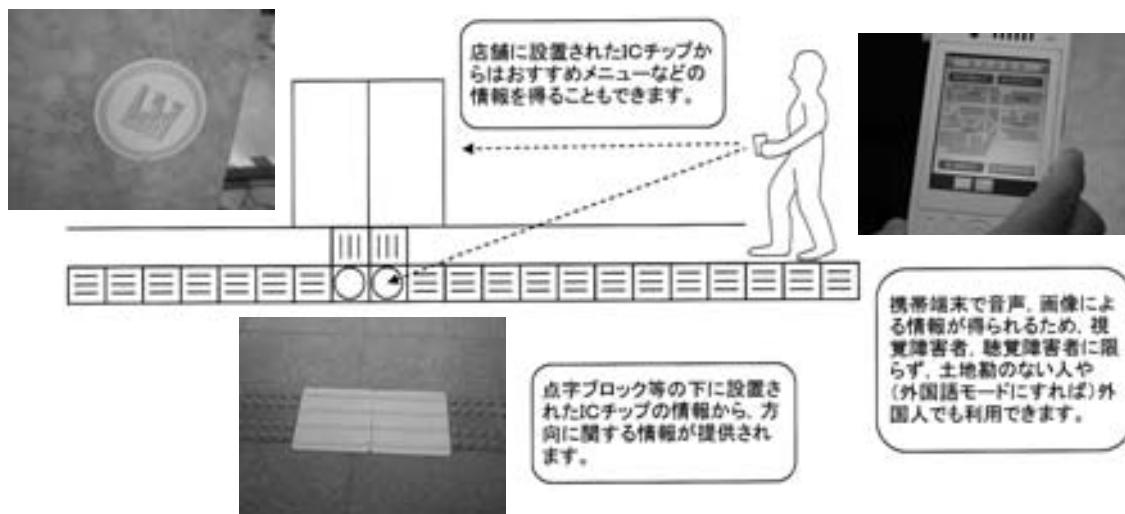
FAX 029-858-9411

| | |
|---|--|
| | |
| この装置によりボタン一つで話者A・B、パワーポイント資料、字幕などのレイアウトや大きさを利用者に合わせて簡単に変更することができます。 | 装置利用者のパソコン画面上では、このように話者、手話通訳者、字幕が表示されます。 |

(3) 自律移動支援プロジェクト

国土交通省では、ICタグ等のユビキタス（※）・ネットワーク技術を活用し、「いつでも、どこでも、だれでも」が必要な情報にアクセスすることができるシステムを、高齢者や障害者等の自律移動支援や訪日外国人観光客等への観光情報の提供などを行う、すべての人にやさしい新たな社会インフラとして、全国各地への展開を目指しています。

※ユビキタス…ユビキタス (ubiquitous) とは、ラテン語で「至る所に存在する（偏在）」という意味を持ち、あらゆる情報機器が広帯域ネットワークで結ばれ、誰もがいつでもどこでも安全に情報をやりとりできる環境。



7 条例とバリアフリー新法の比較

(1) 対象施設

| 施設 | 審査する規模 | | 条例で全て審査が必要な規模（※2） |
|--------------------------------|------------------------|-----------------------------|--|
| | ひとまち条例 特定公共的施設 | バリアフリー新法 特別指定建築物 (※1) | |
| 病院及び診療所 | 300m ² 以上 | 2,000m ² 以上 | 300m ² 以上2,000m ² 未満 |
| 劇場、観覧場、映画館及び演芸場 | 2,000m ² 以上 | 2,000m ² 以上 | |
| 集会場、公会堂その他これらに類する施設 | 2,000m ² 以上 | 2,000m ² 以上 | |
| 展示場 | 2,000m ² 以上 | 2,000m ² 以上 | |
| 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 | 2,000m ² 以上 | 2,000m ² 以上 | |
| ホテル及び旅館 | 2,000m ² 以上 | 2,000m ² 以上 | |
| 社会福祉施設 | 300m ² 以上 | 2,000m ² 以上 | 300m ² 以上2,000m ² 未満 |
| 体育館等及び遊技場 | 2,000m ² 以上 | 2,000m ² 以上 | 2,000m ² 以上の体育館(一般公共の用に供されるものを除く)及び水泳場(一般公共の用に供されるものを除く)並びにスポーツの練習場 |
| 博物館、美術館及び図書館 | 2,000m ² 以上 | 2,000m ² 以上 | |
| 公衆浴場 | 2,000m ² 以上 | 2,000m ² 以上 | |
| 飲食店 | 2,000m ² 以上 | 2,000m ² 以上 | |
| サービス業を営む店舗 | 2,000m ² 以上 | 2,000m ² 以上 | |
| 公共交通機関の施設 | 2,000m ² 以上 | 2,000m ² 以上 | |
| 一般公共の用に供される自動車庫 | 2,000m ² 以上 | 2,000m ² 以上 | |
| 公衆便所 | 11便房以上 | 50m ² 以上 | 11便房以上かつ50m ² 未満 |
| 官公庁施設 | 300m ² 以上 | 2,000m ² 以上 | 300m ² 以上2,000m ² 未満 |
| 学校等 | 2,000m ² 以上 | 2,000m ² 以上 | 2,000m ² 以上の学校等(盲学校、聾学校又は養護学校を除く) |
| 事務所の用に供するもの | 3,000m ² 以上 | — | 3,000m ² 以上 |
| 工場の用に供するもの(見学のための施設を有するものに限る。) | 5,000m ² 以上 | — | 5,000m ² 以上 |
| 共同住宅等 | 101戸以上 | — | 101戸以上 |

※1 条例に基づく届出が必要だが、バリアフリー新法の基準と重複する部分は審査除外

※2 バリアフリー新法の認定特定建築物も条例に基づく届出が必要だが、条例との基準の重複部分は審査除外

(2) 整備基準

| 項目 | ひとまち条例における主な整備基準 | パリアフリー新法の基準との重複 | |
|-----------------|---|--|---------|
| | | 2,000m ² (※1)以上 の特別特定建築物 | 認定特定建築物 |
| 1 出入口 | 幅80cm以上,自動ドア又は引き戸,段差の解消 | ○ | ○ |
| 2 廊下等 | 幅120cm以上,誘導用床材と音声誘導装置の併設,高低差がある場合の傾斜路等の設置 | △ | △ |
| 3 階段 | 手すりの設置,回り段にしない,つまずきにくい構造 | △ | △ |
| 4 昇降機 | 幅80cm以上,かご床面積1.83m ² 以上,奥行き135cm以上,乗降ロビー150cm以上自動ドア又は引き戸,段差の解消 | △ | △ |
| 5 便所 | 車いす使用者,オストメイト用便房の設置,床置式小便器の設置 | △ | △ |
| 6 駐車場 | 幅350cm以上の車いす使用者用駐車施設の設置 | △ | △ |
| 7 敷地内の通路 | 幅120cm以上,誘導用床材と音声誘導装置の併設,高低差がある場合の傾斜路等の設置 | △ | △ |
| 8 客席 | 幅85cm以上,奥行き110cm以上,経路の確保 | | |
| 9 洗面所 | 高さ,け込みに配慮した構造の洗面器 | | |
| 10 浴室 | 手すりの設置,操作が容易な水栓器具,脱衣場の腰掛台 | | △ |
| 11 更衣室及びシャワー室 | シャワー室の手すりの設置,操作が容易な水栓器具,更衣室に腰掛台,手すりの設置 | | |
| 12 客室 | 十分な広さ,手すり,車いす使用者が利用できる便房,浴室の設置 | △ (※2) | △ |
| 13 案内設備 | 見やすく,点字表示のある案内板の設置,誘導設備の設置 | | |
| 14 カウンター及び記載台 | 高さ,け込みに配慮した構造 | | |
| 15 券売機 | 高さ,け込みに配慮した構造 | | |
| 16 改札口及びレジ通路 | 幅,高さに配慮した構造 | | |
| 17 水飲み場 | 高さ,け込みに配慮した構造 | | |
| 18 公衆電話台 | 高さ,け込みに配慮した構造 | | |
| 19 授乳及びおむつ替えの場所 | ベビーベッドの配置,いすの配置,授乳に必要な設備の配置 | | |
| 20 幼児用遊び場 | 床面,壁面は柔らかい素材,なめても安全な素材,遊具等は保護者の目の届くように配置 | | |

○…重複するため審査除外

△…一部（法律と条例の基準で重複しないもののみ）審査

※1 公衆便所は50m²以上

※2 客室総数50未満は全て要審査